

第 54 回政策研究大学院大学経営協議会議事要旨

- 日 時 : 平成 27 年 6 月 25 日 (木) 15:30~16:50
- 場 所 : 政策研究大学院大学 会議室 3C
- 出席者 :
 - [学外委員]
石田委員、老川委員、小野委員、加藤委員、工藤委員、嶋津委員、中邨委員、林委員、早房委員
 - [学内委員]
白石学長、大山理事、上山副学長、園部副学長、増山副学長、横道副学長、塩原大学運営局長
- 欠席者 :
 - [学外委員]
奥委員
 - [学内委員]
北岡学長特別補佐、今野学長特別補佐

I. 審議事項

1. 平成 26 年度決算報告

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成 26 年度決算について、経常収益は対前年度 14.5%増の 33.6 億円となっていること、特に、外部資金の獲得により受託研究等・補助金等・寄附金収益が拡大し、そのシェアは 26%に達していること、一方で運営費交付金収益のシェアは対前年度 4%減となっていること、経常費用は、外部資金による研究経費の増、給与改定臨時特例法の終了等に伴う人件費の増などにより、全体として対前年度 17.5%増の 33.4 億円であったこと、当期総利益の 83 百万円は、文部科学大臣の承認を得て、目的積立金として、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる予定であること、その他の財務諸表の概況及び奨学寄附金受入状況について説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)

- ：寄附金受入額が大きくなってきているが、大学として寄附金を増やしていくためのどのような仕組み作りをしているのか。
- △：寄附金受入体制は整えているが、現状では、研究者個人への寄附金がほとんどである。今後どのような形で大学としての寄附金受入を増やしていくことができるか検討中である。例えば、GRIPS フォーラムやサマープログラムといった民間企業にとって魅力的なイベントを利用できないかということ等を考えている。
- ：教員が民間企業からの寄附金を得て研究活動を行う場合、何か制約を受けるということはあるのか。
- △：利益総反に関する制約以外には特にない。
- ：研究担当者と寄附金申込者が両方学長となっている項目があるが、これはどういうことか。
- △：本学では様々な国際機関からプログラム運営に係る経費を受け入れており、その間接経費を奨学寄附金として受け入れている。これらの項目はそれに当たるものである。

2. 平成 26 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成 26 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について、6 月末に文部科学省へ提出予定であること、昨年度から新たに業務実

績報告書による報告を求められている「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況」についての記載案、及び平成26年度計画の取組状況のうち進捗状況をIV（年度計画を上回って実施している）とした項目等について説明があり、これを了承した。

3. 第3期中期目標・中期計画（素案）について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、第3期中期目標・中期計画（素案）について、6月末に文部科学省へ提出予定であること、特に第3期においては、全計画の3割程度に計画の達成状況を客観的に測るための評価指標を設定するよう求められていること、同じく中期目標・中期計画への記載が求められている平成28年度概算要求に関連する評価指標については、6月末の素案提出時には書き込まず、今後の学内議論を踏まえて、後日素案へ追加すること、及び素案の主な内容について説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。（○：学外委員、△：本学）

- ：日本における教員の評価の仕組みは国際的水準から見ると競争力に欠けると言われている中で、非常に国際的な組織であるGRIPSの教員の評価の仕組みを、他の国内大学にも広げていくような目標を示してはどうか。
- △：本学では年間の活動報告の提出とそれを踏まえたポイント制という仕組みがあるが、これを他大学に広げていくとなると、実際に使おうという意思がなければ難しいだろう。
- ：高い数値目標を設定しており、その意欲は評価できるが、目標を達成できなかった時のペナルティを考えると、数値目標の設定の仕方には注意をした方が良いのではないか。
- △：数値目標については学内議論を行い、概ね達成可能であろうと結論づけられたもののみが残っている。その中で懸念が残るのは、女性管理職割合に関する数値目標である。
- ：数値目標で懸念が残る部分もあるようだが、そこは出来るだけ他の定性的目標で補うようにすると良いのではないか。
- ：外国人教員割合は現在何%か。また年俸制は始まったばかりだと思うが、年俸制教員割合は何%か。
- △：外国人教員割合は17.8%である。年俸制教員は、テニユア常勤教員だけに限ると10%に満たないが、任期付教員は年俸制で募集をする等の工夫をすれば、数値目標の達成は可能であろうと考えている。
- ：計画の設定は評価方法との関係が大切になってくると思うが、教育面の評価ということ自体が非常に難しい問題である。一方で、社会的に教育面の評価が求められているということもまた事実である。
- ：中期計画22-1にある「学長リーダーシップに基づく教員組織再編を可能にする体制」とは具体的にどのようなものか。
- △：例えば、既に着手している修士・国内プログラムにおけるコース化や、中長期的な課題である国内プログラムと国際プログラムのシームレス化及び博士課程プログラムの再編等を念頭に置いている。また、そのための予算の枠組みとして、本年度から運営費交付金の中に組み込まれた学長裁量経費の一部として、「大学機能強化に向けた教員組織の整備充実」のための人件費の枠を作っている。こういった財政的措置も含めた体制のことを想定している。
- ：中期計画25-2「女性管理職の登用を推進し、第3期中に、管理職教職員に占める女性の割合を30%以上にまで高める。」について、25-1「ワーク・ライフ・バランス(仕事と家

庭の両立)に配慮した職場環境の改善を推進する。」と矛盾するのではないか。管理職になりたいかどうかという女性教員自身の希望も考慮すべきである。採用も含めた将来的な計画が必要であり、それなしに女性管理職だけを増やすというのは無理がある。また教育機関において、職員と教員を一緒にして指標化するのは意味がないのではないか。

△：これまで大学として女性教員を優先して登用するという方針を採ってきていないが、そのような方針を今後採っていくのか検討していく。中期計画の文言については修正を考える。

4. 平成 28 年度概算要求について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成 28 年度概算要求について、機能強化の方向性に応じた重点支援に係る要求は、重点支援②の枠組みを選択し、4 つの戦略から成る機能強化の取組構想を提案すること、その概要、及びこれとは別に政策研究院の基盤的経費に係る要求を行う旨説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)

○：アジア各国の勢いが急激に高まっている中で、アジア太平洋地域との関係を一段と深めていくという GRIPS の構想は非常にタイムリーで良い方向性だと思うので、是非強化して欲しい。

5. キャンパス施設等高度化計画の策定について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、本学施設等の有効活用に向けた当面の事業全体の工程を明らかにし、その着実な実施を期する等のため、政策研究大学院大学キャンパス施設等高度化計画を策定すること、及びその内容について説明があり、これを了承した。

6. 目的積立金の取崩しについて

資料に基づき、塩原大学運営局長から、現在の目的積立金使用可能見込額 177 百万円のうち、174 百万円を取崩し、キャンパス施設等高度化計画に定めた 9 事業を含む 10 の事業を実施すること、及び取崩未承認残額 3 百万円は、取崩既承認分の執行残額と合わせ、GRIPS 奨学金(平成 27 年 10 月採択分)の平成 28 年度 4 月～9 月期支払に充てるものとして、繰越協議を予定している旨説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)

○：「7. PFI 事業の更新(導入可能性調査等)」とは、何のことか。

△：校舎の維持管理についての PFI 事業の更新である。

7. 中長期的な施設整備に関する検討委員会の設置について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、「研究教育基盤の整備に関する検討委員会報告(平成 26 年 11 月 25 日)」により新たな「知の交流拠点施設」の建設等の提言を受けたこと、及び 4 月の経営協議会において小野委員より「中長期的な施設整備の在り方について検討を進めるべきである」との指摘を受けたこと等を踏まえ、本学キャンパスにおける中長期的な施設整備の内容、手法等について検討を行うため、中長期的な施設整備の在り方に関する検討委員会を設置すること、そのメンバー、検討事項、及び検討スケジュールについて説明があり、これを了承した。

8. 平成 27 年度政策研究大学院大学運営体制の一部変更について

資料に基づき、白石学長から、平成 27 年度政策研究大学院大学運営体制の一部変更について説明があり、これを了承した。

9. 任期付職員の全体雇用契約期間に関する規程等の改正について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、学長が業務の都合上必要と認める者については、3 年の全体雇用契約期間が満了する年度の年度末までの期間を上限として、3 年を超えて契約を再更新できるようにすること、及びそれに伴う所要の規程改正について説明があり、これを了承した。

10. その他

特になし。

Ⅱ. 報告事項

1. その他

特になし。

以上。